

長門市建設工事における情報共有システム試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事における情報共有システムの活用について、必要な事項を定めたものである。

(目的)

第2条 情報通信技術を活用し、建設工事における書類などの情報を交換・共有することにより、受発注者の業務効率化、工事目的物の品質確保の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 情報共有システム 受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図るシステムのことをいう。(以下「システム」という。)
- (2) ASP(アプリケーションサービスプロバイダ) インターネットを介してソフトウェアを提供する事業者のことをいう。(以下「システム提供者」という。)
- (3) ASP方式 システム提供者が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。
- (4) 工事帳票 土木工事共通仕様書及び公共建築工事標準仕様書で定義する書面をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事打合せ簿及びその添付資料のことをいう。
- (5) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。(以下「工事」という。)

(対象工事)

第4条 市が発注する、予定価格が130万円を超える工事を対象とする。対象工事であっても、契約後やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により適用外とすることができる。

2 対象工事以外の利用については、受注者の申し出があれば対象工事とすることができるものとする。受注者が利用を希望する場合は、本要領に準じ取り扱うものとする。

3 受注者は、契約後速やかに実施の意向について監督職員と協議を行い、受発注者間で協議が整った場合に実施することができる。

(発注方法)

第5条 発注方法は、次のとおりとする。

(1) 情報共有システム対象工事(受注者希望型)

予定価格が130万円以上であり、かつ受注者がシステムの利用を希望する工事のことをいう。なお、対象工事は現場説明書に「情報共有システム対象工事(受注者希望型)」であることを明示する。

(2) 情報共有システム対象工事(発注者指定型)

予定価格が3,000万円以上であり、かつ発注者がシステムの利用を指定する工事のことをいう。なお、対象工事は現場説明書に「情報共有システム対象工事(発注者指定型)」であることを明示する。

(利用システム)

第6条 利用するシステムは、受注者が選定し、「情報共有システム事前協議チェックシート」を基に受発注者間で協議を行い決定するものとする。

なお、発注者のインターネット作業環境である以下の(1)及び(2)において動作が保障されることを原則とする。

(1)	OS	Windows Server 2012 R2
(2)	ブラウザ	Internet Explorer 11 Google Chrome Mozilla Firefox

※令和 6 年 12 月 1 日以降は、OS 及びブラウザの変更を予定している。

(1)	OS	Windows10 Pro
(2)	ブラウザ	Soliton Secure Browser

(システムの機能要件等)

第 7 条 システムの機能要件等は、次のとおりとし、受発注者間の協議により決定するものとする。

- (1) 土木系工事は、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev.5.5)」以上の要件を満たしていること。

国土交通省ホームページ 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表

https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

- (2) 営繕系工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(2019年版営繕工事編)」以上の要件を満たしていること。

国土交通省ホームページ 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表(営繕工事編)

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>

- (3) システム提供方法は、ASP 方式とする。

- (4) SFC 形式を表示する機能を有すること。(変換表示可)

- (5) システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。

- (6) システム(サーバ等を含む。)の不具合によりデータが消失等した場合は、システム提供者の責任において復元すること。

- (7) 遠隔臨場を行う機能を有するもの。

2 システムの利用に当たっては、工事帳票の授受に関する機能(発議書類作成機能、ワークフロー機能、書類管理機能)、工事完成後に保管が必要な書類を出力する機能(工事書類等入出力機能・保管支援機能)を必須とするが、その他の機能の利用については、受発注者間で協議するものとする。

3 発注者及び受注者は、システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。

(工事帳票の様式)

第 8 条 システムで使用する工事帳票(主として「工事打合せ簿」、「工事履行報告書」、「立会書」)の様式は、市が定める様式又は、山口県の様式を使用することができる。

長門市工事に関する様式

<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/58/14438.html>

山口県土木工事共通仕様書様式集

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html>

山口県営繕・様式ダウンロード

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/eizengyousei/24136.html>

(工事帳票の收受)

第 9 条 工事帳票の收受及び決裁は、最少の人数で行うことを原則とする。

(システム利用料)

第 10 条 システム利用料は、次のとおりとする。

- (1) 土木系工事のシステム利用に係る費用(登録料及び利用料)は、土木工事標準歩掛り等の共通仮設費率計上分(技術管理費)に含まれている。共通仮設費等の率計上分に含まれていない積算基準書に基づく工事については、受注者が希望した場合のみシステムを利用し、費用の積み上げ計上は行わないものとする。
 - (2) 営繕系工事のシステム利用に係る費用(登録料及び利用料)は、共通仮設費に積み上げて計上し予定価格を算出する。実施しない場合は、減額変更とする。「情報共有システム対象工事(受注者希望型)」により利用する場合は、システムに係る費用の計上を行わないものとする。
- 2 システム提供者との契約及び利用料の支払いは、受注者が行うものとする。

(利用者へのサポート体制)

第 11 条 システムの円滑な運用のため、システム提供者は、受発注者からの操作等に関する問合せに対して、電話や電子メール等により対応できるサポート体制を確保するものとする。

また、受発注者からの要請に応じて、操作説明を適宜実施するものとする。

(成果品)

第 12 条 受注者は、システムで收受された工事帳票(添付資料を含む。)については、次の要領に基づき作成し電子納品することを原則とする。

- (1) 土木系工事は、山口県が定める「工事完成図書の電子納品要領(平成 30 年 3 月)」による。
 - (2) 営繕系工事は、山口県が定める「工事完成図書の電子納品要領(平成 30 年 3 月)」及び「電子納品に関する手引き【営繕系工事編】(令和 5 年 4 月)」による。
- 2 受発注者間の合意により、紙で收受された工事帳票がある場合は、紙での納品を可能とする。なお、電子と紙での 2 重納品は原則行わないこととする。
- 3 受注者は、システム上で共有した工事帳票を電子媒体(DVD 等)に保存し、工事完成図書とともに監督職員に提出する。提出部数は 1 部とする。

(検査)

第 13 条 システムを利用した工事の検査を行うときは、長門市土木工事検査技術基準に基づき、次に掲げる検査を行う。

- (1) 現場検査 出来形、寸法等を現地にて確認する。
 - (2) 書類検査 システム上で共有した工事帳票はパソコン等で確認し、紙媒体で共有した工事帳票等は紙媒体での検査とする。
- 2 受注者は、監督職員から指示があった場合は、検査に用いるパソコン等の機器を準備するものとする。

(情報セキュリティ対策)

第 14 条 システム提供者及び受注者は、システムの管理・運用に当たって、不正アクセスへの対応やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、サーバ設置環境などの物理的対策、企業や組織としてのセキュリティ対応など、以下の情報セキュリティ対策を十分に講じること。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウィルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理徹底
- (4) 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(個人情報の取扱い)

第 15 条 システム提供者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、システムの提供業務に従事している者又は従事していた者は、システムに登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(補則)

第 16 条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(適用年月日)

第 17 条 この要領は、令和 6 年 11 月 1 日以降における入札公告又は指名通知する工事から適用する。